

○静岡市健康福祉審議会条例

平成19年3月20日

条例第19号

改正 平成24年12月14日条例第92号

平成25年7月4日条例第75号

平成26年7月3日条例第111号

平成27年12月15日条例第117号

平成30年3月20日条例第20号

静岡市保健福祉介護総合政策審議会条例（平成17年静岡市条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、静岡市健康福祉基本条例（平成19年静岡市条例第14号。以下「基本条例」という。）第16条に規定する静岡市健康福祉審議会（以下「健康福祉審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議事項）

第2条 健康福祉審議会の調査審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康福祉の推進に関する重要な事項に関すること。
- (2) 基本条例第8条第1項に規定する基本計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 基本条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項に関すること。

2 健康福祉審議会は、前項に規定するもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「社会福祉審議会」という。）として同項に規定する社会福祉に関する事項及び法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を調査審議し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として同項各号に掲げる事務を処理し、並びに成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第23条第2項に規定する審議会そ

の他の合議制の機関として同項の規定により成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議する。

(平25条例75・平26条例111・平30条例20・一部改正)

(組織)

第3条 健康福祉審議会は、委員29人（社会福祉審議会に係る委員（以下「社会福祉審議会委員」という。）にあっては、24人）以内をもって組織する。

2 市長は、前項に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、健康福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

3 社会福祉審議会委員及び社会福祉審議会に係る臨時委員のほか、委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保健医療関係団体を代表する者

(3) 福祉関係団体を代表する者

(4) 市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

4 市長は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 健康福祉審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 健康福祉審議会に、委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、法第10条の規定により置かれた社会福祉審議会の委員長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、社会福祉審議会委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、健康福祉審議会を代表する。

5 委員長は、健康福祉審議会の会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 健康福祉審議会の会議は、委員長が招集する。この場合において、第2条第2項に規定する事項について調査審議する会議にあつては、社会福祉審議会委員を招集する。

2 委員長は、委員（前項後段の会議にあつては、社会福祉審議会委員をいう。以下この条において同じ。）の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、健康福祉審議会の会議を招集しなければならない。

3 健康福祉審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 健康福祉審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 第3条第2項に規定する特別の事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の規定の適用にあつては、臨時委員を委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 第2条第1項各号に規定する事項を専門的に調査審議するため、健康福祉審議会に高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会、地域福祉専門分科会及び健康づくり専門分科会を置く。

2 前項の地域福祉専門分科会は、同項の規定によるもののほか、成年後見制度利用促進法第23条第2項の規定により成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を専門的に調査審議する。

3 法第11条第1項の民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、法第12条第2項の規定により読み替えられる法第11条第1項の規定に基づき、児童福祉専門分科会を置く。

4 前項の児童福祉専門分科会は、同項の規定によるもののほか、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項並びに認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により健康福祉審議会の権限に属させられた事項を専門的に調査審議する。

5 第1項に規定する専門分科会に属すべき委員は、委員のうちからそれぞれ委員長が指名するものとする。

6 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。

7 身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属すべき委員は、社会福祉審議会委員のうちからそれぞれ委員長が指名するものとする。

(平25条例75・平26条例111・平30条例20・一部改正)

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に障害程度審査部会を置く。

2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第6項に規定する措置及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第29条に規定する里親の認定に係る市長の諮問に応じるため、児童福祉専門分科会に児童処遇審査部会を置く。

3 障害程度審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第3条第2項の規定に基づき、委員長が指名する。

4 児童処遇審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉審議会委員のうちから委員長が指名するものとする。

(専門委員)

第9条 市長は、特に専門的な事項を調査審議をさせるため必要があると認めるときは、第7条第1項に規定する専門分科会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該特に専門的な事項について学識経験を有する者のうちから市長が委嘱するものとし、当該特に専門的な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第10条 健康福祉審議会、第7条に規定する専門分科会及び第8条に規定する審査部会(以下「健康福祉審議会等」という。)の庶務は、保健福祉長寿局において処理する。

(平24条例92・平27条例117・一部改正)

(委任)

第11条 法、社会福祉法施行令その他法令、基本条例及びこの条例に定めるもののほか、健康福祉審議会等の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平26条例111・旧附則・一部改正)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づく調査審議)

2 健康福祉審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

る法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間において、一部改正法附則第9条の規定に基づく認可の手続に係る調査審議を行うものとする。

（平26条例111・追加）

- 3 前項の規定により行われた調査審議は、一部改正法の施行の日以後においては、第2条第2項の規定に基づき行われた調査審議とみなす。

（平26条例111・追加）

附 則（平成24年12月14日条例第92号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月4日条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月3日条例第111号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月15日条例第117号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。